

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等サポート業務委託仕様書

この仕様書は、令和 8 年度障害福祉サービス事業所等サポート業務の委託に関し、実施の要領とその範囲を定めるものである。

1 業務の目的

市内障害福祉サービス事業所等に対して、専門家(社会保険労務士、産業カウンセラー等、その他専門的知識を有する者)による研修会や個別相談等により福祉・介護職員処遇改善加算取得及び効果的な人材確保・定着のため支援することで人材確保の促進を図る。

2 委託業務名

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等サポート業務

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年3月31日まで

4 対象者

吹田市内の障害福祉サービス事業所等のうち、希望する事業所

※総事業所数:令和 8 年 4 月現在 289 事業所

5-1 実施事業

受注者は、対象者に対し、以下の事業を行う。

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算取得支援

福祉・介護職員処遇改善加算の取得のための、手続きに関する助言及び支援

(2) 人材確保支援

効果的な採用活動等、人材確保・定着のための助言及び支援((1)との一体的な実施を含む)

5-2 実施内容

受注者は、上記に関し、(1)から(3)の業務を企画・実施する。

(1) オンライン研修・動画配信の実施

オンライン(ライブ配信)にて2時間程度(但し、20分×5本等、パートを分けて実施すること)の研修を開催し、その後ライブ配信を録画したものを配信する。研修(録画配信含む)参加申し込み事業所数が一定数(個別相談予定数)に届かなかった場合、追加で録画配信を実施する。なお、オンライン(ライブ配信)の日程は6月～7 月中に1回実施し、翌月中までに録画配信を実施する。

<内容>

ア 研修の企画・立案(市と協議の上、内容を決定すること)

イ 研修資料等の準備

ウ ウェブ会議システムの運営及び研修の実施・進行管理

エ その他、研修会等の実施に必要な事項

- (ア) チラン作成
- (イ) 申し込み受付及び名簿作成
- (ウ) 資料・URL案内
- (エ) 当日対応
- (オ) 動画作成、動画配信・案内等

(2) コールセンターの設置

対象事業所に対し、電話またはオンラインにて、相談の対応(但し、軽易なものに限る)、専門家相談につなぐための個別説明・情報収集及びフォローアップなどを行い、支援内容の記録作成を行う。コールセンターの設置日数は、契約期間中に 21 日程度(1月あたり2日程度とし、1日あたり4時間とする。なお、設置の時間帯は午前9時から午後8時までの間で任意とする。)

<内容>

電話又はオンラインによる以下の事項

- ア 軽微な相談の実施
- イ 専門家相談の調整
- ウ 事業の利用促進に向けたヒアリング及び提案

(3) 個別相談の実施

対象事業所に対し、希望する支援内容に適した専門的知識を有する者を選定・派遣し、対面またはオンラインにてその課題及びニーズを整理するとともに、適切かつ具体的支援を行う。個別相談は1事業所あたり各事業2回とする。(ア 福祉・介護処遇改善加算取得支援:30事業所想定、イ 人材確保支援:20 事業所想定)

<内容>

- ア 事業所のニーズに応じた専門家(社会保険労務士、産業カウンセラー等)による個別相談(オンラインを含む)
- イ 相談記録の作成

6 上記業務の実績報告

実績報告は、対応した事業所名、サービス種別、相談及び助言内容に加え、相談内容等の傾向から、今後の市の人材確保に関する支援策を提案するものとする。

7 遵守事項

業務上知りえた内容の一切を、業務期間中はもとより、終了後においてもこれを第三者に漏らさないこと。

8 仕様書に定めのない事項については双方協議して定める。